

重症心身障害と高木憲次の「療育」思想

－「不治永患」概念を中心に－

○ 明治安田生活福祉研究所 小埜寺 直樹 (3408)

キーワード：重症心身障害、歴史、高木憲次

1. 研究目的

「重症心身障害」の施設療育制度の形成過程において、島田療育園の小林提樹、びわこ学園の糸賀一雄、両者の実践や対象の処遇をめぐる思想はよく指摘されてきた。我が国の「肢体不自由児療育の父」と称される高木憲次も、実は「重症心身障害」との深い「関わり」を有していたのであるが、その点については、従来あまり触れられてこなかったといえる。

高木は東京帝国大学整形外科教授として、戦前より、肢体不自由児対策の樹立に奔走していた。戦後、児童福祉法制定時に、肢体不自由児の施設療育制度の創設を提言するなど、我が国の戦後の障害福祉施策の構築に影響力を持った人物であった。高木が構想し児童福祉法に具現化した「肢体不自由児施設」とは「治療の場」と「教育の場・生活の場」を一体化した施設であり、この医療と福祉の2つの機能を有する施設類型は、後の重症心身障害児施設のモデルともなった。またそもそも我が国で「療育」という概念を最初に提唱したのは高木であった。このように、医療・福祉の一体化した施設制度の設計という観点からも、また「療育」という処遇思想の面からも、「重症心身障害」の施設療育制度の形成過程における高木の「位置」は、再考されてよい。

そこで本研究では、従来我が国の「重症心身障害」についての問題史や施設療育史で扱われることが少なかった、高木憲次の「重症心身障害」への「関わり」に焦点を当てる。そして、高木が「重症心身障害」の施設療育制度の形成過程で果たした役割を検討し、今後の我が国の「重症心身障害」研究の一助とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、高木憲次の著作の検討を中心とする。高木は「不治永患」という対象を提示したが、今日的にみれば、それは後の「重症心身障害」につながる対象であったことに本研究は着目する。

3. 倫理的配慮

本研究は文献による歴史研究であり、取り扱う著作には調査結果等の個人情報が含まれていないことから、個人情報保護等の特段の倫理的配慮は必要としないと考える。

4. 研究結果

○ 高木の「療育」思想について

まず高木は、支援対象を治療可能性の有無によって明確に分類していた。治療可能群が「療育」の対象であって、その対概念として高木は「不治永患」概念を提示していた。「不

治永患」について高木は、「療育」とは別の支援体系が必要であるとしていた。高木は支援対象を治療効果により「二元的」に把握していたのであった。

○ 高木の「不治永患院 (Siechenheim)」構想について

高木は児童福祉法制定時に、「療育施設」として「肢体不自由児施設」の法制度化を強力に推進した。しかしその際に「不治永患」のための施設「ジーヘンハイム」の設置を提言した形跡は資料上発見できなかった。なお、高木が中央児童福祉審議会委員として、昭和31年5月に「不治永患児施設」の設置について意見具申した記録が残されている。なお「ジーヘンハイム」の機能として、高木は、医療を必要としないこと、「療育施設」の対象者と同一構内に収容することには否定的であった。

5. 考察

「重症心身障害」への社会的な対応が開始されたのは、小林提樹による昭和32年の「児童福祉法によって措置されない矛盾について」と題する問題提起が端緒とされる。しかしながら「構想」というレベルにおいては、すでに高木は、治療困難な対象である「不治永患」を含めた支援体系を提起していた。そしてそれは昭和初期という時代であり、この歴史的事実は我が国の障害福祉の展開の点からも再考が必要となろう。また治療対象外とされた「不治永患」に対して、高木自身は否定的であったようであるが、実際の「不治永患（重症心身障害）」の施設療育においては医療が再び関与していった。その背景的要因の検討も求められてこよう。高木の用語法からみれば、「療育」の困難な対象である「不治永患（重症心身障害）」に対しても「療育」という語が使われた（使われている）ことは、論理的には矛盾である。高木は、支援体系において対象を治療効果により「二元的」に把握していたが、そもそも「不治永患」を切り捨てずにそれを「包摂」した体系を構築していたこと、このような思想的系譜が、後の小林や糸賀らの「重症心身障害」に対する処遇思想とどのような関連性を持つのか、そのあたりの吟味も求められてこよう。

今日、国際的には、24時間のマン・ツー・マンのケアが必要で、知的レベルの評価も困難な最重度の知的障害と最重度の運動障害を有する脆弱な (vulnerable) 対象である「重度重複障害 (Profound Intellectual and Multiple Disabilities)」への関心が徐々に高まりつつあるようである。我が国が戦前から培ってきた「療育」の概念や、「重症心身障害」への取組みについても、国際的な比較検討の中で相対化していくことが今後重要である。

【主要参考文献】

- ・高木憲次, 1967『人と業績』日本肢体不自由児協会。
- ・曾根翠, 2009「海外における重症心身障害の扱い—国際知的障害会議 (IASSID) における重度重複障害 (PIMD) について—」『日本重症心身障害学会誌』34-1:53-56.
- ・岡田喜篤, 2013「世界唯一の重症心身障害児医療福祉の今日的意味」『日本重症心身障害学会誌』38-1:3-9.